ニット製品製造職種（丸編みニット製造作業）

作業の定義	編立て仕様書に基づき、丸編機を使用し、生地を円筒状に編み立てる方法により、丸編ニット生地を製造する作業をいう。
必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務）	

第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
(1)丸編みニット製造作業 ①丸編機の点検作業 ②丸編機による編立て作業	(1)丸編みニット製造作業 ①丸編ニット編立て仕様書読み取り作業 ②丸編機の点検及び調整作業 ③丸編機による編立て作業 ④丸編ニットの検査作業	(1)丸編みニット製造作業 ①丸編ニット編立て仕様書読み取り及び作成作業 ②丸編機の点検及び調整作業 ③丸編機の分解、組立て作業(必要に応じて行う) ④丸編機による編立て作業 ⑤丸編ニットの検査作業

(2)安全衛生業務
①雇入れ時等の安全衛生教育
②作業開始前の安全装置等の点検作業
③ニット製品製造職種に必要な整理整頓作業
④ニット製品製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業
⑤保護具の着用と服装の安全点検作業
⑥安全装置の使用等による安全作業
⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業
⑧異常時の応急措置を習得するための作業
※

関連業務、周辺業務（上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。）	(1)関連業務 ①器工具の取扱い作業 ②材料の管理・取扱い作業 ③図面等読取り作業 ④寸法測定作業 ⑤各種編作業 (2)周辺業務 ①機械保全補助作業 ②ニット生地等の材料荷受け管理作業 ③糸巻き作業 ④編立生地の補修作業 ⑤ニット製品包装・出荷作業 ⑥数量管理及び品質管理補助作業 ⑦横編ニット製造作業 ⑧たて編ニット生地製造作業 ⑨製品の構内運搬作業 (3)安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） 上記※に同じ
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	一つ以上必ず使用すること。 1.植物繊維　4.半合成繊維 2.動物繊維　5.合成繊維 3.再生繊維　6.無機繊維
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	①機械・設備 (1)機械等 （一つ以上必ず使用すること） 1. 平編用丸編機 2. ゴム編用丸編機 3. 両面丸編機 4. 円形両頭丸編機 5. コンピューター制御丸編機 (2)装置等 （必要に応じて使用すること） 1. 給糸装置 2. 巻取り装置 3. ストップモーション装置 4. テンション装置 5. 柄出し装置 6. 駆動装置 7. 糸巻き装置 8. その他の装置 ②器工具等 （必要に応じて使用すること） 1. 針まげ 2. 吸じん器 3. スケール 4. ノギス 5. マイクロメータ 6. テスタ 7. 糸速メータ 8. タコメータ 9. 水準器 10. すきまゲージ 11. ダイヤルゲージ 12. テンションメータ
製品等の例（該当するものを選択すること。）	1. 綿丸編ニット生地 2. 毛丸編ニット生地 3. レーヨン丸編ニット生地（キュプラを含む） 4. アセテート丸編ニット生地 5. ナイロン丸編ニット生地 6. アクリル丸編ニット生地 7. ポリエステル丸編ニット生地 8. その他の丸編ニット生地
移行対象職種・作業とはならない業務例	1. 丸編みニット製造作業以外のニット製品製造作業 2. 靴下編機（小直径の丸編機）以外による靴下製造作業 3. ニット製品縫製作業 4. 婦人子供既製服縫製作業 5. 紳士既製服製造作業 6. 寝具製作作業 7. 帆布製品製造作業 8. ワイシャツ製造作業 9. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合